北秋田市自治会等小規模雪寄せ場事業土地使用無償貸借契約書

　貸付人　　　　　（以下「甲」という。）と借受人　　　　自治（町内）会（以下「乙」という。）との間において、次の事項を確認のうえ土地の使用無償貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲・乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第２条　貸付物件は次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 土　地 | 　所在地 | 　北秋田市 |
| 　面　積 | 　　　　　　　㎡ | 地　目 |  |

（指定用途）

第３条　乙は、貸付物件を次の使用目的以外に使用してはならない。

　使用目的　　　　自治（町内）会小規模雪寄せ場として

（貸付期間）

第４条　貸付期間は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までとする。

（貸付料）

第５条　貸付物件の貸付料は無償とする。

（権利譲渡等の禁止）

第６条　乙は、甲の承認を得ないで貸付物件の使用権を第三者に譲渡し、又は転貸してはな

　らない。

（使用上の制限等）

第７条　乙は、貸付物件の自治会等小規模雪寄せ場を善良なる管理者の注意をもって維持保存に努めるものとし、甲は貸借期間中の貸借物件の維持補修の責めを負わないものとする。

（契約の解除）

第８条　甲は、次の各号に該当する場合は、本契約を解除することができる。

　（１）乙が本契約に定める義務を履行しないとき。

　（２）甲が貸付物件の管理が良好でないと認めるとき。

（貸付物件の返還）

第９条　乙は、第４条の貸付期間が満了したとき、又は甲が前条の規定により契約を解除し

　たときは、貸付物件を原状に復して甲の指定する期日までに返還しなければならない。

（損害賠償等）

第10条　乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲又は第三者に損害を与えたとき

　は、その損害を賠償しなければならない。

（有益費等の放棄）

第11条　乙は、貸付物件に投じた改良費等の有益費その他の費用があっても、これを甲に

　請求しないものとする。

（貸付物件の検査）

第12条　甲は、貸付物件について使用状況等を随時検査することができる。この場合にお

　いて、乙は、これに協力しなければならない。

（契約の費用）

第13条　本契約の締結及び履行に関し必要な費用は、すべて乙の負担とする。

（疑義の決定）

第14条　本契約に関し疑義のあるときは、甲・乙協議のうえ、これを定めるものとする。

（補則）

第15条　この契約書に定めない事項及びこの契約書の解釈に疑義が生じたときは、その都

　度、甲と乙とが誠意をもって協議の上、解決するものとする。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会　長　　　　　　　　　　　　㊞